## 審查基準 • 標準処理期間整理票

| 処分の内容       |                                                            | 社会福祉法人の定款の変更認可                                                                                              |                 |   |   |   |
|-------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---|---|---|
| 根拠法令及び条項    |                                                            | 社会福祉法第45条の36                                                                                                |                 |   |   |   |
|             | ■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)                |                                                                                                             |                 |   |   |   |
|             | 公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)                     |                                                                                                             |                 |   |   |   |
| 審査基準        | 【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)<br>社会福祉法第45条の36、第32条<br>別添のとおり |                                                                                                             |                 |   |   |   |
| 審查基準設定年月日   |                                                            | - 単版6年10月1日 I                                                                                               | 審 査 基 準 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 標準処理期間      |                                                            | <ul><li>■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)</li><li>期間(30日)</li><li>□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)</li></ul> |                 |   |   |   |
| 標準処理期間設定年月日 |                                                            |                                                                                                             | 標準処理期間最終変更年月日   | 年 | 月 | 日 |
| 所管部署        |                                                            | 健康福祉部 福祉課                                                                                                   |                 |   |   |   |
| 備考          |                                                            |                                                                                                             |                 |   |   |   |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 社会福祉法

## 第五節 定款の変更

第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

## (認可)

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請 に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の 内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当 該定款の認可を決定しなければならない。